

第 22 回福岡市都市景観審議会

議 事 録

日時：令和 7 年 2 月 3 日（月） 15：00～16：30

場所：西日本新聞会館 16 階 TKP ガーデンシティ PREMIUM

天神スカイホール ウェストルーム

出席：黒瀬 武史 九州大学 教授
坂井 猛 九州大学 教授
福田 裕美 北九州市立大学 准教授
箕浦 永子 九州大学 助教
山口 明日香 弁護士
山下 永子 九州産業大学 教授

鬼塚 昌宏 福岡市議会議員
稲員 稔夫 福岡市議会議員
松野 隆 福岡市議会議員
藤野 哲司 福岡市議会議員

岩永 真一 福岡テンジン大学 学長
中牟田 麻弥 NPO 法人 FUKUOKA デザインリーグ 副理事長

事務局：住宅都市局理事 大場、地域まちづくり推進部長 成尾、都市景観室長 深堀
都市計画課 宮川、政策課 大内、地域観光推進課 小柳

会議次第

1. あいさつ
2. 会長選出
3. 審議事項 福岡市景観計画の改定について

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. あいさつ」

事務局：定刻となりましたので、只今から第22回福岡市都市景観審議会を開会いたします。本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会でございますが、新しい任期での初めての開催となりますので、会長選出の間まで、私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、18名中12名が出席されており、委員の2分の1以上に達しておりますので、福岡市都市景観審議会規則第7条第3項の規定により、本審議会が成立いたしますことをご報告させていただきます。

次に、本会議と会議録の情報公開についてお知らせいたします。

本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第38条に基づいて公開されます。また、会議録につきましても、同条例第7条に基づく非公開情報を除き、公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で、市のホームページに掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。

「2. 会長選出」

会長は、坂井委員が選任され、職務代理者には、会長の指名により志賀委員が選任された。

「3. 審議事項 福岡市景観計画の改定について」

会長：さて、本日の審議会ですが、「福岡市景観計画の改定について」市長から諮問がありましたので、審議をお願いいたします。

スムーズな進行に努めてまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、事務局から本日の配布資料の確認をお願いいたします。

事務局：よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一つめは、A4の次第でございます。

続きましてA3の審議資料、福岡市景観計画の改定について。

A4で、福岡市都市景観審議会委員名簿、福岡市都市景観審議会規則、座席表。参考として、福岡市景観計画、福岡市都市景観形成基本計画を配布させていただいております。

資料は、以上となっておりますが、不足等ございましたらお知らせください。

会長：よろしいでしょうか。これより審議に入らせていただきます。本日の審議事項は「福岡市景観計画の改定について」となっております。

それでは、本日の審議会の流れですけれども、今回は、現計画の概要、都市景観を取り巻く近年の動向等を事務局から説明いただいた上でご意見を頂き、今後の都市景観づくりの方向性をとりまとめたいと思います。

それでは、次第に沿って、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、「福岡市景観計画の改定について」ご説明いたします。

スクリーン、もしくはA3資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。まずは、策定スケジュール、現計画の概要、現計画の振り返り、都市景観を取り巻く近年の動向について、ご説明いたします。

1、策定スケジュールでございます。3ページをご覧ください。景観計画の改定につきましては、令和7年度中の策定を目指して、本日を含め4回の審議会を予定しております。また、審議会とあわせて、適宜市議会への報告やパブリックコメントを行いながら、改定手続きを進めてまいります。

次に、2、現計画の概要でございます。5ページをご覧ください。景観計画は、都市景観形成基本計画を上位計画とし、平成24年に策定しております。

計画策定から長年経過し、取り巻く社会情勢などに変化が生じていることなどを踏まえ、昨年12月に市議会で可決された第10次福岡市基本計画に合わせ、また、都市景観形成基本計画と一体化する方向で改定を検討しているところでございます。

6ページをご覧ください。景観計画は、景観形成の4つの理念と3つの目標像のもと、4つの基本方針を定めております。

7ページをご覧ください。福岡市における景観誘導につきましては、階層1として福岡市全域、階層2として土地利用特性に応じた6つのゾーン、階層3として都市景観形成地区を指定し、それぞれに景観形成方針を定め、届出により景観誘導を行っております。

8ページをご覧ください。都市景観形成基本計画においては、福岡らしきを示す景観として、4つお示ししております。こちらにつきましては、次回の審議会で事務局案をお示しさせていただき、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

次に、3、現計画の振り返りでございます。10ページをご覧ください。現計画における主な取組状況について、4つの基本方針ごとにお示ししております。

1、九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくりについては、魅力、風格、賑わいの視点で、天神地区・はかた駅前通り地区の都市景観形成地区の指定や都市景観アドバイザー制度、魅力的で秩序ある広告景観づくり、風格・賑わい・潤いのある景観づくりなど。

11 ページをご覧ください。

2、緑や水辺を守り、活かした景観づくりについては、自然の視点で、都市景観形成地区の指定、博多港景観形成指針の運用など。

12 ページをご覧ください。

3、計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくりについては、共働、啓発の視点で、都市景観形成地区の指定、景観意識の啓発、地域主体の景観づくりなど。

13 ページをご覧ください。

4、歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくりについては、歴史の視点で、都市景観形成地区の指定、博多旧市街ライトアップウォーク、歴史資源を活かした都市景観の創出などに取り組んでおります。

14 ページをご覧ください。続きまして、基本方針毎の現状でございます。

都市景観の形成は、長期的な視点で取り組んでいくことから、目標年次や成果指標を設定していない都市が多くございます。本市も同じ状況でございまして、今回は、各基本方針に関連するデータをグラフでお示しいたしました。

1については、都心部の一日あたりの歩行者交通量、建築物や広告物の調和がとれた街並みについての評価、大規模建築物等の届出件数、都市景観形成地区の届出件数。

2については、公共公益施設や民有地の緑の面積、都心部の緑が豊かであると感じている市民の割合、河川水辺等の面積、河川の水辺の緑が豊かであると感じている市民の割合。

15 ページをご覧ください。

3については、都市景観形成地区の指定地区数、都市景観賞の認知度、景観づくり地域団体認定数、写真コンテストの応募総数。

4については、歴史・伝統ゾーンにおける景観誘導による更新件数、歴史的財産を活かした街並みについての評価、歴史・伝統ゾーンの都市景観形成地区の指定地区数、歴史・伝統ゾーンの届出件数をお示ししております。

16 ページをご覧ください。続きまして、基本方針毎に、市民のみなさまからいただいた都市景観に対するご意見を整理しております。上段は、福岡市基本計画策定にあわせて実施した調査。下段は、都市景観シンポジウムにあわせて実施した調査で頂いたご意見でございまして。

1については、世界の人々が来てよかった、住んでみたいと思えるまち、美しい建物を建て並べ、緑豊かな街並みを誇るまちづくりなど。

17 ページをご覧ください。2については、花や緑に溢れたまち、誰もが利用できる都会のオアシスみたいな緑多い場所など。

18 ページをご覧ください。3については、祭りやコミュニティなどソフトを

含めた景観づくり、エリア・地区での一体化された個性やデザインなど。

19 ページをご覧ください。4については、寺社仏閣は残っているし、参道も残っているので、まずは大事にする。お寺や神社の周りをもう少し面で頑張ることが必要。技術の継承につながる歴史的価値のある建物を生かすまちづくりなどの、多数のご意見を頂いております。

次に、4、都市景観を取り巻く近年の動向でございます。

21 ページをご覧ください。主な社会情勢の変化等につきましては、社会全体では、超高齢社会の進展、脱炭素社会に向けた社会的要請、デジタル化の進展などがございまして、人口については、市の推計値を上回るペースで増加し、なかでも65歳以上が増加しております。

22 ページをご覧ください。都市景観関連では、価値観・ライフスタイルの多様化、都心部や拠点などにおける地域特性に応じたまちづくりの進展などがございまして、計画的なまちづくりにあわせて、都市景観形成地区を指定しながら、景観づくりを推進しております。

23 ページをご覧ください。全市域における緑の面積について、開発などによる農地等の減少は、公園緑地等の整備による緑の創出などにより、維持されております。

24 ページをご覧ください。市内の指定・登録文化財の数は、年々増加している状況でございます。

続きまして、都市景観を取り巻く国、市の動向でございます。25 ページをご覧ください。国につきましては、景観法や歴史まちづくり法制定以降、法改正等の大きな動きはありませんが、近年では手引を作成するなど、景観計画の策定や改定が推進されております。市につきましては、都市景観賞や都市景観形成地区の指定などの都市景観の取組みの他、近年では一人一花運動や都心の森1万本プロジェクトなど、潤いや安らぎを感じられるまちづくりに向けた施策に取り組んでおります。

26 ページをご覧ください。

上位計画である第10次福岡市基本計画において、特に都市景観に関連する主なポイントとして、目標4では、豊かな自然環境から受ける恩恵を将来にわたって享受するため、景観形成などの多面的機能を活用する。公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進める。

目標5では、自然環境や歴史資源を生かした都市景観などの福岡市固有の魅力を観光資源として磨き上げる。神社仏閣等を生かした歴史的な街並みの形成に加え、趣のある道づくりや新たな観光拠点づくりなどに取り組むとして位置付けられております。

説明は以上でございます。

会 長 :ただいまご説明いただきました内容についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい。

委 員 :ご説明ありがとうございました。非常に包括的にまとまっていて今回の改定の目的もよく見えるものでした。まずそれで何点かお伺いしたい、若しくは確認したいことがございます。

一つは、今まで二つの計画、都市景観形成基本計画とそれから景観法に基づく計画二つあったわけなのですけれども、今回私の理解ではこの二つを統合しながら、新しい計画を作っていくというふうに理解しております。そういった中で資料の 8 ページにございましたけれども、福岡らしさを示す景観というものを掲げていただいております、ここを改めて、しっかりと議論することが、今回の計画の検討の中で非常に重要なのかなと思っております。おそらく次の回に議論することになると思いますが、今日の委員の先生方からここにご意見をしっかりといただくのがいいかなと思っております。私が 8 ページの、1988 年の資料だと思えますけれども資料を拝見して思ったところは、一つはまず、もともとの計画は非常によくできているなと思っております。中でも一番右側にある精神的風土というものまで含めて、景観、どう概念として含めていることが重要なかなというふうに感じております。やはり、どちらかという都市計画建築行政ですと、形あるものだけで景観ができていると思ってしまうがちなのですけれども、特に福岡の場合は、お祭りですとか、屋台ですとか、ある意味では活動そのものが景観になっているところが多いように、私は理解をしております。そういうものに対して直接、景観計画で保護することは難しくてもそういう活動がきちんと維持できるような環境を未来の世代残していくということも、しっかり考えていく必要があるのだろうというふうに思っておりますし、率直に言って今の現景観計画だけでそこまでカバーできているとは少し思っていないところもございますので、ぜひこの福岡らしさを示す景観について、これから議論を深めていけるとありがたいなと思っております。これが一点目です。

二点目なのですけれども、この資料に直接出てきているところは少ないかもしれませんが、福岡の今の土地利用計画を拝見しますと、7 ページが一番関係深いかもしれませんが、景観法に基づく景観誘導もしくは景観条例に基づく誘導以外に、戦前からの都市計画でずっと引き続いて守ってきた風致地区、例えば、赤坂緑地とかいろんな緑地があると思うのですけれどもそういう緑地のエリアをしっかりと守ってきた歴史があったりとか。もう一つは高度地区が幾つかかかっているところがございますけれども、建物の高さを緩やかに制

限して、例えば大濠公園の西側とか、高度地区がかかっていますけれども、そういうところですね、今土地を持ってらっしゃる方の権利はある程度配慮しながらも、例えば大濠公園が皆さんから見えることって大事だよとか、そういう価値を実は体現してきたのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ既存の用途地域というか、土地利用計画の中で景観に関するものも、一緒に整理をしていただけるとありがたいなと思っております。福岡は山が非常によく見えるのですけれども、その山が守られていることの背景には、市街化区域をあまり山の上まで広げなかったという非常に昔の英断があったと思うのです。そういう意味では、海と山に囲まれた景観というのは、この今までの狭い意味での景観計画だけじゃなくて広い土地利用計画によって守られてきているところもあると思いますので、その点もぜひ考慮いただければというのが二点目です。

三点目なのですが、今回市民の方のご意見ですとか、それから専門家の意見の中でも、神社仏閣だったり、若しくは博多の中でも旧市街のエリアというものをもう少し頑張ってもいいじゃないかというご意見もあって、私も同じような感想を持っております。ピンポイントで申し上げると、例えば櫛田神社の周りは歴史的な資源をどう活かすのかというところが、少し景観計画の中で曖昧なところもあるのかなと思います。どこのエリアを対象にすべきかということこれからまた議論すべきかなと思うのですが、ぜひ博多旧市街の中で、歴史的資源を守っていくことが、市の観光の活性化にも役に立つと、そういうところというのを見いだして、もう少し、ある意味で攻めの歴史の景観づくりも考えてもいいのかなというのが、三点目でございます。

会 長：はい。ありがとうございます。

今回お答えがすべてできると思っておりますが、今までのところで事務局からコメントいかがですか。

事 務 局：はい。ご意見ありがとうございます。

まず福岡らしさのところなのですが、委員おっしゃる通り、いろんな福岡の特徴というと多分自然だったり、都市景観だったり、お祭りなどの歴史景観だっているものが形を作っていると思いますので、次回の審議会の中ではそういった点を含めましてお示しができたらなと考えているところでございます。

あと、土地利用のところなのですが、確かに大濠公園のところは、高度地区と風致地区というふうに指定されておまして今そういった関係で、高い建物がない状況で、今の景観が守られていると思いますので、あとこちらは歴史伝統ゾーンで指定されているところもありますので、そのあたりは今後も、そういった既存の制度と一緒に検討していく必要があるのかなと思っております。

おります。あとは博多旧市街のところなのですけれども、現在、歴史伝統ゾーンの中で、景観形成地区に指定をしようと、地域づくりとして、地域のルールづくりを、やっているところが住吉神社の周りの地区だとか、姪浜の辺り、そういったところは、現在我々事務局の方と地域の皆さんと、ルールづくりに向けて検討しているところがございますので、引き続き、地区の指定に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

会 長 : はい。よろしいですかね。

はい。どうぞ。

委 員 : 8 ページで、一応福岡らしさを示す景観というのがあるのですが、港で陸海。都心で言うと博多駅も多分入ると思うので陸になると思うのですが、港は海^{かい}、海^{うみ}ですよね。陸海空。例えば福岡空港なんかを、この景観と何か絡めていけないのか、ちょっとその辺をお聞かせ願えますか。

会 長 : 福岡空港の位置付けについてどうでしょうかということですが。

事 務 局 : 今後、委員おっしゃられた空港のあたり、そういったところも福岡らしい景観の一つの要素だと思いますので、いただいたご意見を参考にしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長 : よろしいですか。

はい。どうぞ。

委 員 : 先ほど鳥飼八幡宮とかの写真があって、すごい景観がいいとかというのは出ているのですが、神社仏閣あるのは博多駅周辺だけではなくて、市内いろんなところに、やっぱり福岡市は農耕稲作がずっと続いてきているところなので、そういうところかなり神社が結構あるんですね。それこそ、そこそこにお寺さんもあったりするので。景観でここだけではなくて、そういうところも含めてでの景観をしっかり守っていただきたいなというふうに思いますので、この辺も何かこう、できるものがあればと思います。

事 務 局 : はい。ありがとうございます。

会 長 : 重要なお指摘ありがとうございます。

特に神社を中心としたお祭りとかコミュニティがしっかりしたところってまだいっぱい残っていますよね。

そういったところの位置付けっていうのは今後やっぱり大事になってくるだろうというふうに思いますので、事務局の方でしっかり吸収をお願いします。

はい他にいかがでしょうかはいどうぞ。

委 員 : ちょっと質問です。14 ページですね。現計画の振り返りのところの2の、緑や水辺のところ、民有地の緑の面積っていうところちょっとこの扱ひ、

というか、どういうふうに調べたのか、これちょっと数字下がっているのが少し気になったので。これは公共施設の方は上がっていますが、民有地は下がっているのです。どういうふうな測り方をしたのかとかも含めてちょっとだけ気になったので、少し解像度上げたいので教えてください。

事務局：緑の面積につきましては、衛星画像を使って計測しております。衛星画像に現在の土地利用の状況、住宅地や道路など、土地利用現況図を重ね合わせて、住宅地の部分の緑がどれだけあるか、1メートルメッシュで緑の量を測定しております。減っている理由としましては、例えば、戸建ての家とかが数件集まってマンションになったりとか、あるいは大きな敷地の家が例えば二つに分割されて売られたりとか、そういったことで緑が減るパターンが多いように分析しております。

以上でございます。

会長：はい。よろしいですか。

人口が増える分それと裏腹に、民地の緑が少し減っているということのようですね。

はい。どうぞ。

委員：今の質問に関連してなのですが、私、別の市町の方でいろんな委員をしている中で、やっぱり民有地が売られて、ソーラーパネルが多くなりました。あと、最近外国人の方が結構緑のある山とかを買っているというところがあったのですが、福岡ではその上から見た限りで、ソーラーパネルとかわかるのじゃないかなと思うのですが、住宅以外にそういった動きというのは、福岡市の方ではあるのですか。結構うちの大学の周りもキラキラした山が増えたところがありまして。

事務局：福岡市で見ますと、山の上の方においては、パネルで整備されたような事例は見られなかった状況でございます。

ただ、パネルについては別のいろいろな法令で規制をしていこうという動きはあるようですので、その動向を見ていく必要があるかと思っております。以上でございます。

会長：はい。ありがとうございます。

委員：先ほどの8ページの件で、精神的風土のところを拝読しますと博多のことも中心に書かれていますが、福岡市域全体で考えると博多の記述のみでいいのか気になります。市域全体を俯瞰したうえで、記述すべき精神的風土を検討されるといいかと思えます。

それと質問ですが、15ページの右下に「歴史・伝統ゾーンの届出件数」とありますが、これは「歴史・伝統ゾーンにしてください」という届出件数が、例えば令和5年で言うと35件あるということでしょうか。

会 長 : はい。どうぞ。

事 務 局 : こちらは、歴史・伝統ゾーンが今、5 地区ある中で、建物が新しく建ったりだとか、そういったもので出てきている届け出の件数になります。

委 員 : 新築とか。

事 務 局 : はい。そうです。

委 員 : 「歴史・伝統ゾーンにしてください」という届出件数のように読めてしまうので、グラフ名称を適切に記したほうがいいと思います。

事 務 局 : はい。

委 員 : あと一点、細かいですが、19 ページの西村先生のインタビューで冒頭に「寺社仏閣」となっていますが、「神社仏閣」に修正されたほうがいいと思います。お寺が重なっています。あわせて、28 ページの左下にも「寺社仏閣」とありますので、これも「神社仏閣」に修正されたらいいかなと思います。

事 務 局 : はい。ありがとうございます。

委 員 : 以上です。

会 長 : はい。ありがとうございます。

最初の 8 ページの件はよろしいでしょうかね。博多にちょっとスポット当て過ぎじゃないかということですが。

はい。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。

はい。

どうぞ。

委 員 : 先ほど〇〇委員もおっしゃられていた、精神的風土というのがやっぱり大事になってくるだろうということ、本当に、私もそう思うのですけれども。先ほどのそういう活動、祭り等の活動もそうなのですが、あとは一つ、景観の顔というか、そうしたものを、この景観形成の目標像の 6 ページにも「顔のあるまち」というふうにありますけれども、その建物とか、歴史を感じるものとか、そうした景観もあると思うのですが、その全体で、懐かしさを感じるような、人の生活の営みというものの景観というような。先ほど神社仏閣は博多ばかりというようなこともありましたが中央区も西中洲とか、まだ古い感じのですね、そういう町並みが残っている、人の営みがほほなされている景観っていうものが残っていると思うので、そうしたところ、もっともっと石畳にしたりして、せっかく今整備されてありますが、先ほどから出ている個人の所有権の問題もあるので、今後建物を建て替えるとかになると、どんどん近代的なものが、建ってくる可能性もあるのですけれども、特に中央区のことですけれども、そうしたところも守っていくとか、難しいところではあると思うのですが、そういうことも考えていって欲しいなあとということが

一点と、この西中洲にしてもそういう江戸時代よりも前とか江戸時代のときのものとかっていうその歴史のものではなく、人が、今懐かしがるっていうのが昭和であったりとか、そうしたところに懐かしさを感じて、心温かくなったりする。海外の方々も、もしかしたらそういうものを見ると、おっと思うかもしれないのですが、そういう西中州とかいう、古い感じの街並みの中で、もしできるのであれば、広告物も昭和チックなものとか、極端に言うと信号機だって、もうないのでしょけれど、昔の信号機をわざとをつけるとか、何かそういうようなことをしていくことも、ある意味顔になるのかなというふうに思うので、そこら辺も考えていって欲しいなというふうに思います。

会 長 : はいどうぞ。

事 務 局 : はい。ありがとうございます。

そういった昔の風景といいますか、そういったところの街の昔の記憶をこう残すということもすごく大事な視点だと思いますので、そういった良いところは残しつつ新しいまちにつくり変わっていくということも同時にあるのかなと思っています。

景観分野につきましては、都市景観賞というのもございまして、その中で表彰された建物だったり、いろんな活動だったりとかは、今後建て替え終わったりだとか、活動が終わってもその受賞をした事実だとか、市民の皆様の中に残るというものはあると思っておりますので、こういった景観賞等引き継ぎながら今後やっていきながら、昔の記憶というのも大事にしていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

会 長 : よろしいでしょうか。

はいどうぞ。

委 員 : はい、すみません、ご説明ありがとうございました。

福岡市で、現在 Fukuoka East & West Coast プロジェクトって事業をやっています、ちょっと海辺とか港のことなのですけども、美装化っていったところで非常にいい取り組みしているなというふうに、思っているところでありますけれども、方や真ん中の方、工業地帯とか、そういったところもどうしてもあって、例えばクルーズの寄港の数も今増えておるといったところでもございまして、そういったところで、来街者ってその街の中の方から入ってくるって言ったところで目につけるところが、例えばサイロであったりとか、工業地帯であったりとかというのが結構目につくと思うんですよね。

そういったところも景観形成っていったところに非常に重要な課題になってくるのではないかなというふうに個人的には思ってるんですけど、その点何か取り組みって今後、考えられるものってありますでしょうか。

会 長 : はい。いかがでしょうか。

事 務 局 : 現在地区のゾーンの中には海浜ゾーンだとか、港湾ゾーンございますので、都市景観形成の計画をもとに、あとは、港湾局の方とも連携をしながら、そういった景観のところで、協議をしながら進めていく必要があるのかなと思っております。

ありがとうございます。

会 長 : はい。よろしいでしょうか。

他、いかがでしょうか。

はい。そうしましたら、次に行ってまた戻ってくるかもしれませんが、事務局の方から、都市景観に関する課題認識、それから新計画の方向性を説明いただき、その後、ご意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 : はい。それでは先ほどの資料の続きからご説明をいたします。

28 ページをご覧ください。5、課題整理等でございます。

これまでに説明した内容につきましては、左上に基本方針ごとの現状、左下に市民意見、右上に、社会情勢の変化や、市を取り巻く動向などの主なものをお示しをしております。

これらを踏まえまして、右下に課題認識をお示ししています。右下に課題認識として、赤い四角でお示ししている魅力、風格、賑わいの視点では、市民に加え海外観光客が福岡の景観をどう思っているかの視点が重要である。さらに多くの市民に、調和がとれた街並みと感じてもらえるよう取り組む必要がある。青い四角の自然の視点では、人々の価値観が変化する中で花や緑の大切さが再認識されている。質の高いパブリックスペースの形成に向けて、みどりを生かした景観づくりなどに、より一層取り組む必要がある。緑の四角、共働、啓発の視点では、地域特性を生かした景観づくりにより一層取り組む必要がある。さらに多くの市民の景観意識の向上に向けて取り組む必要がある。黄色の四角、歴史の視点では、歴史資源の価値や景観保全を重要視する機運が高まっている。神社仏閣を中心とした周辺の景観づくりに取り組む必要があるとして、とりまとめております。

最後に、6、新計画の方向性でございます。

30 ページをご覧ください。まずは、改定の考え方として、景観形成は長期的な視点で取り組んでいくものであることから、理念や目標像は現計画を維持しながら改定を進めていく。基本方針については、これまで方向性を維持しながら、人々の価値観が変化する中で花や緑の大切さが再認識されていることや歴史資源の価値や景観保全を重要視する機運の高まりの視点を明確化する

方向で検討を進めていきたいと考えております。

左側に現計画、右側に新計画の方向性（案）をお示ししており、新計画の基本方針について、青文字の部分を更新しております。

1、九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくりにつきましては、基本的には現計画の方針を継承しております。

2、みどりを守り、創り、生かした景観づくりにつきましては、福岡市基本計画を踏まえ、みどりを創っていくという視点を追加し、一つ目の丸において、景観分野におけるみどりへの考え方として、花や緑、水辺など豊かな自然を守り、創り、それらを生かすことで、潤いや安らぎを感じる景観づくりを進めていくことをお示しし、その中で、三つ目の丸において、新たに市民生活に潤いややすらぎをもたらす重要な要素である、パブリックスペースの形成に向けてみどりを生かした景観づくりを進めていくことを明確化しております。

3、計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくりにつきましては、基本的には現計画の方針を継承しております。

4、歴史資源を守り生かす、刻の厚みを感じられる景観づくりにつきましては、福岡市基本計画を踏まえ、福岡市の魅力の一つである歴史資源を守り生かすという表現に変更し、一つ目の丸では、歴史資源を中心としてその周辺の建物の高さや形態、意匠などを誘導して歴史資源を守り生かすことが重要であることをお示しし、三つ目の丸では、公共空間の整備などにより、歴史資源を生かした景観づくりを進めていくこと明確化しております。

また、上位計画である第10次福岡市基本計画とあわせ、目標年次を令和16年度としたいと考えております。

説明は以上でございます。

会 長 : はい。ありがとうございました。

それでは、新計画の方向性に関してご意見を伺いたいと思いますが、先ほどの前半の議論も併せて結構でございますのでお願いします。

はい。

委 員 : 30 ページの新計画の方向性についてなんですが、2 番目の現基本方針としては、緑や水辺をというふうになっているところ、それを今後、大方針というところからは水辺、水っていう、ものが外れているところですね。市民アンケートでも、今後福岡らしさっていうのが、方針が変わるのかもしれないですけども、どうしても歴史的にも港または水辺、そして那珂川とかですね、その辺も含めて水に関する、景観的な親和性っていうのがすごく福岡は、あると思うのですね。それを 2 番目の細かい詳細にはもちろん水って出てくるのですけど、ここを外したっていうところの意図が少し知りたいです。何となくここに意図を感じるっていうか。

事務局：実は、景観計画と合わせまして現在、みどりの基本計画の改定を行っているところでございます。みどりの基本計画におきまして、みどりの定義といたしまして、漢字の緑と、花や緑の他に水辺の緑なども含めて、ひらがなのみどりという表現をしております。

今回、現計画では、漢字の緑と水辺とありますけれども、新たな計画の中ではそういったものを総体として、ひらがなの「みどり」というふうにしておりますので、このひらがなのみどりの中には、花と植物の緑が入ると、水辺も入ってくるということで、そういう表現をみどりの基本計画と景観計画で統一したような形になっております。

以上でございます。

委員：景観的に、水、近景の水辺っていうのと、もう少し港が開かれたような水辺というか、港だったり、川だったり、大きな、それもこのみどりに総称されているのですか。

事務局：ひらがなの「みどり」で総称をしております。

委員：難しいですね。もう一ついいですか。

事務局：どうぞ。

委員：あと課題ですね、課題の整理 28 ページ、ここには出てきていないのですが、近年ビッグバンを初めとして福岡の景観っていうのがこれだっていうふうに、定義できるものではないかと思うのですが、漠然とですね、高層化したっていうのと、加えて、真っ黒い建物が結構多い気がするんですね。特に天神あたりは高層化したっていうことで、今までの少し開かれたような感じっていうのが、結構影が落ちて、今まだ工事中なので、雰囲気はまた変わると思いますがストリートも変わると思うんですね、緑も増えていくのかっていうので、もちろん景観が変わっていくと思うのですが、天神はちょっと特殊としても、その近郊を結構高層マンションが建ってきて、それらが結構濃い感じが、明度が低い建物がかなり多くて、それも暖色系ではなくて結構グレー系の無彩色な明度の低いものが建ってきている。その時に、大濠公園への眺望もあるのですが、大濠公園からの眺望っていうのが、あそこのところ、中央区結構建っているんで、破壊されつつあるという感じがするので、そういったことがこの課題には出てきていないっていうのと、今後ますます増えていくのかなと。

それと今後、景観計画を変えられるときに、この内容も少し変えられるということでもいいのでしょうか、把握したいので。

事務局：新しい計画の内容、基準だとかそういったところは基本的には今回は引き継いで行こうと考えています。

委員：目標が変わる、方針が変わると。

事務局：大きな考え方のところでは。

委員：今後継続的にされると思うので、今これ拝見すると明度と彩度の規定はあるのですが、これだと、景観の周辺との調和ってというような感じで、担保できないような気がしますので、その辺を今後していただけたら。方針にも少し触れていただくと。何となく意図的に触れていただくと、少し間に合うのかなって気はします。今、全く拘束力がない感じで、結局彩度明度が低ければみたいな感じで建っていているのが、とても景観が調和しているようには感じないので、そういうふうな方向でいけたらいいかなと思っております。

事務局：はい。ありがとうございます。

会長：グレー系の色が増えているというのはご指摘の通りかもしれませんが、それともう一つは周辺との調和という、これをどういうふうにとらえていくか数量化しながらとらえていくかというのが非常にどこの市も苦勞されているところですね。いろんなそれが数値的に抑えられないところを、専門家に集まってもらって意見聞いたりというのを、随分随分繰り返して今まで至っています。これがなかなか、今からも課題になるだろうというふうに思っています。引き続き検討ということで、受け取りしてよろしいでしょうか。

はい。

あと、みどりについてよろしいですか。

みどりについては福岡市、これ全体として、そういうふうに理解されているということで、ですねという確認です。

事務局：大事にご指摘をいただいたので。今回住宅都市局ということで今日審議会も開かせていただいておりますが、実は12月に、来年度から住宅都市みどり局に変えるというようなことでの打ち出しをすでにさせていただいております。そういった形で今までの事務分掌が変わるわけではないのですが、住宅都市局が抱えていたみどりというものを、来年度から少し力を入れてやっていきたいということで、その際に先ほど課長が申しました住宅都市みどり局というのがひらがなみどり局というふうになっておりまして、そういう整合をとらせていただいているというような状況でございます。それからもう一点、天神ビッグバンの話が少し出たので、ビッグバンでできた建物がというようなご指摘も少しあったのですが、ワンビルなんかも見えていただくような形で完成の中では協議で緑をなるべく入れてくれというような形での協議をしております。ルールで縛れるところとご協力をお願いするところということで、今もやっておりますし、来年度からますます多分担当課長が頑張るのだと思っております。

以上でございます。

会 長 : はい。ありがとうございます。

お待たせしました。お願いします。

委 員 : 今事務局から話がありましたので、ことさら申し上げる必要もないのかなとも思いながら、ただやっぱり都心のこれからのまちづくり、天神ビッグバンや博多コネクティッドっていう、非常に洗練されて、美しい都心の景観と、だけでもその無機質ではない、やっぱり、まちづくりという意味では本当に花と緑がすごく大事なかなというふうに思っておりまして、ぜひお願いをしたいと思います。

それから顔のあるまちとか個性が生きるまち、魅力を感じるまちって言うと私個人的にどうしてもそのノスタルジックな赤提灯がある町とか、そういったのを思ってしまうのですけれども、今全部そのビルの中に入ってしまってますね、外にそういう、景色が見られるところがないというのが、もう1つ残念だなあと。そういう場所があってもいいんじゃないかなというふうにも思っておりますし、それから例えば西区の方でいくと姪浜の旧道沿いですね。非常にあそこもノスタルジックを感じる古い街並みなのですけども、だんだん古くなって高齢化していく中で、古いお店がなくなっていくと、そこが新しい家屋やマンションに建ち変わっていくという、その古い街並みをどう残していくかっていうところもすごくこれから大事だろうなど。

個人の持ち物ですからそこをどう、残していくかっていうところが難しいのかなというに思いますけども、ぜひその挑戦をしていただきたいなというのと、それから緑地もちょっと少し緑が枯れてきている印象があります。

緑地の保全地区、そこもしっかりその緑をどう残していくかという対策もこれからあわせて打っていただければなと思いますのでよろしく願いをおきたいと思えます。

会 長 : はい。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

はい。

委 員 : 4番目の歴史資源を守り生かすのところなのですが、これ以前の歴史と文化が歴史資源になったことによって、その分、今あるものをまた誘導してとかあるのですけども、何か鳥飼八幡宮みたいな新しい感性を持った取り組みとかがあったら、若いアーティストさんが、古い、神社仏閣などに新しいアレンジをして、今からその歴史資源化していくような、そういう取り組みもあるんじゃないかなと思っております、その文化をなくして、資源っていうと、今ある古いものというニュアンスに、私は受け取ったのですがそういった新たな歴史と、今の時代の感性とかを、昔と紡いで、創造的につなげていくっていう活動が漏れてしまうのじゃないかっていう心配をしてしまったのですが、そ

ういったところはどういうふうにしていかれるのかお尋ねしたいなと思います。

会 長 : はいお願いします。

事 務 局 : ご指摘ありがとうございます。

今ある資源をどう残していくかだとか、活かしていき方とか、そういったところ、考えていたのですけれども、今委員からご意見あった通り、そういう昔と新しいものを繋いでいくだとか、そういった視点も非常に大事な視点だと思いますので、今後作成していく中で、ご参考にさせていただきたいと思っております。

会 長 : よろしいですか。

はい。

委 員 : 関連してですが、4にある「歴史資源」の示す範囲が私も気になっていまして、現物があるものを守り生かすということはまずあるとして、気になったのは、かつてあったが現存していないものの復元も含めての「景観づくり」を目指すということでしょうか。例えば、福岡城天守閣とかも含めての、歴史資源を守り生かす景観づくりということでしょうか。

事 務 局 : 福岡城のお話は、最近またニュースにもなっておりますので、今後、歴史資源のところで、そういったことも考えながら、景観についても一緒に取り組んでいく必要があるのかなと考えております。

以上でございます。

委 員 : 天守閣があったかなかったかという論争もあり、決着がつくのかわかりませんが、福岡城は象徴的な存在なので力を入れるということであればそれもよいかもしれません。一方で、近世や近代につくられた町屋が無くなってきていまして、それらを復元するというだけでも、歴史資源を守り生かす景観づくりに寄与すると思っておりますので、それらも含めて検討いただければと思いました。ありがとうございます。

会 長 : ありがとうございます。

はい。どうぞ。

委 員 : さっきの〇〇委員と同じなのですが、30 ページですね、現在のところが4番、歴史と文化ってあって、歴史と文化ってこれ別物なはずなのですが一緒にここで語っていて、新しくする方には文化が消えているということで、この文化の扱いを、上位概念に、上のレイヤーに持ってたのか下のレイヤーに落とし込むのがちょっとわかんなくて文化をどう扱うのかなっていうのが、大事な要素だなと思ったので、ちょっとそこの確認だけさせてください。

会 長 : はいどうぞ。

事 務 局 : 現在文化という言葉は歴史資源の方に吸収させているような状況に、なってい

ます。その中で、実際ここはまだ方向性の段階にはなっているので、今後、骨子だとかですね、計画の案を計画として、書き込みをしていく中で、先ほど言われたような文化の視点だとか、そういったところも含めて、記載をしていきたいなと考えております。

以上でございます。

会 長 : よろしいでしょうか。

はい。他に。

委 員 : 少し何か話が戻ってしまうようで恐縮なのですが、先ほど〇〇委員がおっしゃっていたことだったり、〇〇委員がおっしゃったこととも関係するのですが、再開が進んで、大きな建物が増えている反面、建物の中に全部入っているという状況が生まれています。言い換えると、実は大規模開発で生まれた建物は一階のレベルに、市民が自由に入る出入口が減ったということなのかなと思うのですね。

逆に商店街は道と建物の関係が親密な感じがするのは、自由に入っていける場所がたくさんあるというのが、賑わいの景観というものの一つの本質だったのかなと思います。

お伺いしたいのは、そういう福岡らしいにぎわいの景観、屋台も一時的にそういう場所が生まれるってことだと思うのですが、そういうものを具体的に誘導したり、守っていくということを、これから掲げていっていただけるかどうかということなのです。

風格と賑わいと潤いのある景観づくりという点は前から政策に入っていますが、なかなか低層部の誘導っていうのは難しい。特に地権者の方の権利でもあるので難しい反面、今委員の皆さんが何となく、大事なものが失われたような気がするということを、異口同音におっしゃっているのはそういうことなんじゃないかなと思っています。

これからさらに天神ビッグバンで言うと、いくつかのところで、そういう非常に親密な、通りと建物の低層部が親密な関係を築いているところが、おそらく再開発されていくと思います。

そういうときに、景観というのは水や緑歴史だけを見ているのではなく、低層部の設えについても景観行政としてぜひ積極的に介入をしていただけないか。もちろん事前に明示することは難しくてもこういうことを大事にしているエリアがありますと。先ほどの姪浜の唐津街道沿いもそうだと思います。

突き詰めていくと、再開発によって生まれる建築の洗練と建物利用者以外の一般市民の排除は紙一重だと思うんです。

建物が洗練され用途も洗練されていくとその先には、一市民としての私は入れないかもしれないという感覚も同時についてくると思うのです。それはや

はり福岡の市民の方が、いいな、好きだなと思っていた景観が失われていくことに繋がると思うので、ぜひそういう視点を考えていただければいいなと思っています。景観計画の内容と近づけて考えると、1番に書いてある交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくりというものが、これまでは、天神ビッグバン、博多コネクティッドを指していたのかもしれませんが、今回はその一歩先をぜひ考えていただきたいと思っております。

会 長：はいありがとうございます。

結構重要なご指摘いただいております。

事 務 局：はい。ここで今日ご欠席の〇〇委員からご意見をいただいておりますので、発表させていただいてもよろしいでしょうか。

会 長：今の意見と関連しますか。

事 務 局：はい。

会 長：どうぞ。

事 務 局：スクリーンをご覧ください。

「昨今、都市開発により、昔ながらのお店や、界限性が天神エリアなどから喪失しつつあることを感じている。

景観行政において、市民、市民参加を掲げるのであれば、例えば、指定・登録文化財だけでなく、市民が大切にしたい景観の調査、評価、保存、活用、創造の考え方を持つべき。いまだスクラップアンドビルドの再開発方式が中心であり、近代に作られた建物をリノベーションして、街の成熟化を図る事例は少なく、大きな課題と考える。

近年、黒の高層ビルが林立しがちで、色彩の景観コントロールが十分機能していない。

緑の育成では、高木の植栽が推奨されているが、植栽された高木の多くは、矮小な空間や、劣悪土壌で育ちが悪かったり、電線や落葉公害、日照の確保のため強剪定され、十分に育てず、貧相な景観となっているエリアが少なくない。

しっかり調査を行い、今後の具体的な保全、創造の考え方の整理が必要。

豊かな自然、質の高いという概念において、より具体的な言葉で記述いただきたい。

Multispecies Cities という概念もあり、生き物を含めた多種多様な都市など、概念整理をいただきたい。

地球温暖化や生物多様性の危機など、グローバルな課題への対応を盛り込むべき。

豪雨、台風、熱波に対し、必要な景観保全の対応、インフラづくり、生息地・農林地の保全再生など、危機感を持って対応すべき。

景観を守り育てる市民の人材育成、専門家の共働なども事業として検討でき

るようにしていただきたい。」

というご意見をいただいているところでございます。

会 長 : はいありがとうございます。

先ほど〇〇委員からは、賑わいから始まるワード、低層部の設え、その辺りをもう少し何とか、浸透性といいますか、人が息つく場所が増えること、これは屋根の下をずっとくぐっていったり、そういった場所が増えることあるいはウィンドウショッピングは楽しめること。

これは雨がかりがなるべくないような、庇に守られたり、あるいは柱の内側にそういった通路が設けてあったり、何かそういったことを天神ビルとか、それから博多の駅前のステーションビルとか、そういったところはしてあるのですが、それから追隨してできてない。

というのが、今の天神じゃないかと思うのですけども、ああいう極端な話をどうするということもあるかもしれませんが、なるべくウォークアブルに、人が息つける場所を増やしていくというのは、賑わいに寄与する大事なご指摘だと思いますので、よろしく願いいたします。

あと〇〇委員の方からは、特に緑に関して的確なご意見をいただいておりますので、しっかり今回の計画に吸収できればというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

はい。今までのところでいかがでしょうか他に。

はい。どうぞ。

委 員 : 今までの、ちょっと思ったのですけども、今回の方向性に関して2と4が非常に細かく書いてある反面1と3が何かパートナーにお任せの感じがすごくありまして、やはり今までの話をすれば、ストリートってすごく大切じゃないかなと思っています。そしてまた〇〇委員からありましたけども、人、生物、そういったものも含めてなのですが、例えば3の賑わいのところに、ちょっと今出たような、そういう限界性であるとか、賑わいとか、一階のという、4と2で非常に尺を取っていて、1と3がすごく狭いので、もうちょっと同じぐらいのボリュームがあってもいいんじゃないかなと思いました。

特に先ほどから出ていますが、福岡は住んでいるとあまり気づかないのですが、他の人たちが来ると、この天神って、渡辺通りってなんて賑わいがないのだろうと昔から多分思っていたと。なぜならば商店街が地下にあるからという。

なので福岡は地下街がすごくある分、初めて来た人は、本当に何も無い町だっというところが、さらに進んだっというところもあるので、私は、以前渡辺通りは全部スケルトンにして地下街見えた方がいいんじゃないかと言ってたんですけども、そういったところも、もうちょっと、今出たようなご意見も3の

丸ぽつとかに入れていくことも検討された方がいいんじゃないかなと思いました。

はい。以上です。

事務局：はい。ありがとうございます。

今回は新しい計画の方向性の案ということで、今回ちょっと強化をしたいと思っています。2番と4番のちょっと書き込みを多くしているのですけれども、本日いただいた、ご意見につきましては1番とか3番だとか、そういうところも書き込んでいくようなことで考えているところでございます。

会長：はい。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

委員：28ページの課題認識にもあるように、歴史資源の価値や景観保全を重視する機運が高まっているとかですね。30ページの4番、歴史と文化を生かし、刻の厚みを感じられる景観づくり、来街者に喜ばれる風格のある景観づくりというふうにあるのですけれども、例えば博多駅周辺の神社仏閣、例えば、タクシーとか車でバスとかで通るのだったら、大博通りなのですよね。だけど、歩いて、回遊するとなると、その一本入った裏路地の、神社、萬行寺だったり聖福寺だったりとか、承天寺だったり、そういうところを見て歩いていくのですけれども、その時に、どうしても目につくのが、何とかパークとか、何とかパーキングと言って、どうしても、黄色とか緑とか、もう原色でバーンと出ているのが、やはり何か、それ景観どうなのですか。

なかなか民間なので何とも言えないところはあるのでしょうか。そういうのも今後これをしっかり考えて方向性を作っていくのであれば、大変申し訳ないけれどもこの辺はそういう景観地域に選ばれたので、この辺の看板装飾は、もう少しおとなしいものにしてもらえませんかというふうな、お願いベースでも構わないのでしょうか。しっかりやっていただきたいなど。

例えば新潟に行ったときに商店街で、青いとか、赤いとかって看板の色じゃなくて、あれ、このコンビニちょっとなにか違くなっていうふうに、感じたのですね。

それはそこの商店街の景観に併せて、そういう看板の色にしている。

そういう事例もあったりするので、やはりその景観をというふうにしっかり考えていくのであれば、そこは必要だと思うし、もう一つ今前々からも言っているのですけれども、中州、天神、博多、その周辺を歩くときに、どうしても夕方になると、大型のバスか、もしくはトラックで、何か言いながら、飲食店の看板車、トラック、そんなのが走っていたりするのでですね。

これも、せっかく、その街並みを楽しんでとか、中州だったら中州というその

景観の中にその看板やっぱそぐわないんじゃないかなっていうふうに思うのですよね。そういうのもしっかり考えてもらわないと。随分前ですけども、ニューオータニの前のところに今餃子のお店かなにかの看板になっているところが、何か出会い系かなんかの、なんかそういうふうなテレフォン何とかとかいうどでかい看板がドーンと出たことがあったんですね。もう20何年前だって30年近く前だと思うんですけども、その時に、やはりそういう目抜き通りの一等地の場所に、そんな看板はそぐわないだろうということで、確か条例かなにかでやった事例がある。

だからそういうものも、しっかり検討をしていただいて、規制かけるなり条例かけるなりをしていただいて、やっていただきたいなというふうに思います。

会 長 : はい。ありがとうございます。

事 務 局 : ありがとうございます。

先ほど委員おっしゃられたコンビニの色だとか、そういったところはですね、今の景観形成地区の中でそういった、色遣いをしているところも福岡にもございます。ただ、情報共有とか多分なされてないところもあると思いますので、そのあたりは積極的に、こういった良い事例があるよとかそういったのは、お示しをしていくことができるのかなと考えております。

あとは、音が出るトラックの部分ですね。

そちらにつきましては、我々が持っている屋外広告物法ということで、音への規制というのが、対象ではないところで、県の方の騒音防止条例というところが、規制の対象にはなるのですけれども、ただ、音の内容だとか、あとはトラックの表示の内容だとか、そういったところのお声は市民の方からいただいているところがございます。

そちらにつきましては私たちも、課題認識を持っておりまして、実際、今年の6月に東京都の方が、規制をちょっと広げたところですので、そういった東京の状況だったり、県警との協議だったり、いろんなところと今協議をしながら、今後我々としてどうしていけるのかというところを、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

会 長 : はいありがとうございます。

他いかがでしょうか。

はいどうぞ。

委 員 : 皆さんの議論を拝聴してしまして30ページの1番の風格と賑わいとか、都市景観の規制というのはすごく表裏一体の面があって難しいなあと思っているところでした。

賑わいをもたらすには人が集まって何かこう広告物もそれなりにあって、人

が楽しんでという、一方でそれがやっぱり風格を壊してしまったりとか、私たちの環境の破壊に繋がっていたりとかするわけですね。

イルミネーションが最近、ずっと活気がついてきて、いろんな街並みで見られますけどもそういったものをどうやって規制していくのかっていうのはずっと考えているところです。

また、市で提供しているようなイルミネーションでしたらある程度統制ができるかもしれませんが、一般市民の方が、例えば戸建住宅でやっているとか、あとは最近増えてきましたけども小学校の校庭でやるとかいったときに、どういうふうに私たちは、イルミネーションこういうふうにやってくださいねとか言えるのかなっていうのがちょっと疑問であるところでそこら辺のところ、賑わいを作るっていうときには、一方では、景観にどのように配慮しなければいけないとか、あと環境への、悪影響がないとかそういったことを市民の皆様と一緒に考えていく必要があるかなと思います。

以上です。

会 長：はいありがとうございます。

事 務 局：ありがとうございます。

イルミネーション、夜間景観につきましては、景観形成を考える上で一つ重要な要素だと思っております。現在景観計画の上ではゾーンごとに、夜間景観方針というのを定めて指導をしているところでございます。

今後も市民の皆様と一緒に、まちの魅力を向上させるようなことで一緒に取り組んでいきたいと考えております。

ありがとうございます。

会 長：はい。他にいかがでしょうか。大体この辺で終わろうと思いますがよろしいですか。

いろんな方面からいろんな方向から意見をいただきましてありがとうございます。

ちょっと思いましたのはやはり今まで、最初に 80 何年でしたかね、最初の計画を立てられて、結構今まで市民の 90 何%がこの町いいと思っているという評価をいただいて、要因の一つにこの景観を早々とやってきたこと、これはやっぱり一つの要因として数えていいのではないか、私達の先輩の先生たちから、引き継いでやっていますけども、もう昭和の終わりからやっているというのは、これはすごい財産になりつつあるんじゃないかというふうに思っている次第でございます。それをさらにバージョンアップして、今日いただきましたご意見のような、また次に、ちゃんと進めるような、そういった景観のまとめ方っていうのはなんだろうというのが、この審議会に課せられた課題じゃないかなと思っておりますので、事務局と一緒にしっかりいいものに作って

いければというふうに思っている次第でございます。

特に変化するものと、それから、これ守らなきゃいけない、変化しちゃいけないものですね、やっぱ二つの混ぜ合わせで景観って成り立っています。

都市計画成り立っていますので、それがどれぐらいのバランスをとりながら、調和していったらいいだろうというのを、さじ加減を含めてですね、いろんな新しい課題も出ています。その音の話、それからイルミネーションの話、太陽光パネル、そういった新しい課題もございますので、そういったものへの対処の仕方なんかも、この際、まとめていければというふうに、方針を定めていければというふうに、思った次第でございます。

それでは、いろいろご意見いただいておりますけれども、全体としては、ご一任いただいて事務局と一緒に修正したいというふうに考えておりますがよろしいでしょうか。

はいありがとうございます。

それでは本日の審議事項につきましては以上とさせていただきます。

事務局に連絡事業事項があるということですのでお願いいたします。

事務局：はい。それでは事務局より連絡事項を申し上げます。

本日配布いたしました参考資料は、机に置かれたままでも、お持ち帰りいただいても構いません。

また本日の議事録でございますが、事務局で作成いたしまして、2月中をめぐりに市のホームページに掲載をする予定としております。

次回の審議会につきましては、4月を予定しておりますので、また改めて、日程調整のご連絡を差し上げいたします。

連絡は以上でございます。

会長：はい。

それでは、ここでの進行を事務局にかえさせていただきます。

円滑な会議の進行にご協力いただきありがとうございますございました。

事務局：会長、本日はありがとうございました。

また委員の皆様におかれましても貴重なご意見ありがとうございました。御礼申し上げます。それではこれをもちまして第22回福岡市都市景観審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。